

京都市職員定数条例の一部を改正する条例(平成16年3月31日京都市条例第49号)（総務局人事部人事課）

事業量の減少、交通事業に係る職員数の減員等に伴い、次のとおり職員の定数を改定することとしました。

種 別	改正前の定数	改正後の定数	差引増△減
市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員	人 9, 438	人 9, 366	人 △72
教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員	2, 607  うち校長及び 教員851人	2, 607  うち校長及び 教員891人	—  うち校長及び 教員40人
農業委員会の事務部局の職員	16	13	△3
公 営 企 業 の 職 員			
交 通 事 業	2, 150	1, 944	△206
水道事業(公共下水道事業を含む。)	1, 741	1, 693	△48
職 員 の 定 数	17, 986	17, 657	△329

この条例は、平成16年4月1日から施行することとしました。

京都市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市条例第49号

京都市職員定数条例の一部を改正する条例

京都市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「9, 438人」を「9, 366人」に改め、同項第5号中「851人」を「891人」に改め、同項第7号中「16人」を「13人」に改め、同項第9号ア中「2, 150人」を「1, 944人」に改め、同号イ中「1, 741人」を「1, 693人」に改め、同項中「17, 986人」を「17, 657人」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)